

能 開 第 2 6 1 7 号
平成 1 9 年 3 月 1 4 日

各種産業団体等の代表者 様

大阪府商工労働部雇用推進室長
(公 印 省 略)

平成 1 9 年度大阪府優秀技能者表彰 (なにわの名工) 及び大阪府青年優秀技能者表彰
(なにわの名工若葉賞) の被表彰候補者の推薦について (依頼)

日ごろは、本府職業能力開発行政の推進に格別のご理解・ご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、本府では平成 1 9 年度も広く社会一般に技能尊重の気運を醸成し、技能者の地位や技能水準の向上を図ることを目的に、優秀な技能者及び青年技能者を表彰することにいたしました。
つきましては、表彰の趣旨をご理解の上、貴傘下の事業所に周知を図っていただきますようお願いいたします。
また、被表彰候補者の要件に該当し、表彰を受けるにふさわしい方がおられましたら、下記によりご推薦いただきますよう併せてお願いいたします。

記

- 1 推薦方法 別添 大阪府優秀技能者表彰 (なにわの名工) 実施要領
大阪府青年優秀技能者表彰 (なにわの名工若葉賞) 実施要領等記載のとおり
- 2 推薦期限 平成 1 9 年 6 月 1 5 日 (金) 必着
- 3 その他 該当のない場合でも文書またはメールにてその旨ご回答をお願いします。

〒540-8570 (住所の記載は不要です)
大阪府商工労働部雇用推進室能力開発課
民間訓練グループ 阪 田
TEL 06-6941-0351 (内線2898)
FAX 06-6944-6763
E-mail Sakatayuk@inbox.pref.osaka.lg.jp



収	受
平	19.3.19
計協第	号
(社)大阪府計量協会	

平成19年度大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）の概要

1 優秀な技能者の要件（「大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）実施要領」）

（1）本表彰を受けることができる優秀な技能者とは、次の要件のすべてに該当する者とします。
ただし、すでに憲法記念日知事表彰（労働関係産業功労者）及び本表彰を受けた者は除きます。

- ①きわめて優秀な技能を有し、その技能が府内において第一人者として認められる者
- ②表彰日現在15年以上の実務経験を有し、かつ、その職業に従事している満年齢35歳以上の者
- ③職業を通じて、後進技能者の指導、あるいは教育、訓練に携わり、技能者の育成に寄与したこと及び技能に関する工夫、改善等によって生産性の向上に役立ったことなどにより、労働者の福祉の増進及び産業の発展に寄与した者
- ④勤務成績、日常行爲等において、他の技能者の模範と認められる者
- ⑤大阪府内に居住又は府内の事業所に勤務する者（自営業主及び家族従業者を含む）

（2）次に該当する者またはこれらに類する個人で知事が表彰することが適当でないと思われた者については表彰しません。

※ 刑に処せられた者、成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない者 など

（3）表彰の対象となる職業の範囲や留意事項などについては、別紙を参照してください。

2 被表彰候補者の推薦

（1）被表彰候補者を知事に推薦する場合は、推薦団体を通じて次の書類を提出してください。
（いずれも正本1部。用紙はA4とし左余白を2センチ以上とする事。参考資料も同様。）

- ①表彰推薦書（様式第1号）
- ②調書（1）及び調書（2）（様式第2号の1、2）
（※ 調書（2）が複数枚にわたる場合は、別紙を参照のこと）
- ③推薦理由書（様式第3号）
- ④交通法違反等による罰金刑の有無調書（様式第4号）
（道路交通法違反等については本人から聴取する等、団体において十分確認してください。）
- ⑤その他の資料

（本人の最も高く評価されている技能の程度及び功績を説明することのできる資料で、返還を要しないものであること。（複写可。））

1. 推薦技能に関して、就労中の写真に作業内容等の説明書きを添えたもの
2. 製品や作業行程に関する、説明書、函面、写真 など（説明を要するものは説明を記載）
3. 推薦技能に関する、賞状、合格証書、免許証、認定書、特許、実用新案登録証 等のコピー
4. 推薦技能が、記事として取上げられた情報媒体または、コピー
（新聞、雑誌、公共団体広報誌、各種団体広報・機関誌 など）

（2）調書の作成に当たっては、「大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）実施要領」に記載の所定の様式を使用し、記載例を参考に作成してください。

様式が必要な方は、下記にご連絡をお願いいたします。（ワード形式）

（※調書（2）は、「青年優秀技能者表彰」とは様式が違いますのでご注意ください。）

（3）実施要領は「大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）実施要領」と合冊になっています。

3 提出期限

平成19年6月15日（金） 必着（記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。）

4 被表彰者の決定

表彰を受ける者は、知事が大阪府優秀技能者表彰審査会の意見を聞いて決定します。

5 表彰の方法等

- (1) 表彰式は、平成19年11月に行う予定です。
- (2) 表彰は、表彰を受ける者に対して、表彰状、技能顕功章を授与します。

6 その他

要領は、本府より改正等の通知がない限り、変更がないものとして使用（保存）してください。

この推薦依頼により入手した個人情報については、大阪府優秀技能者表彰関係以外の業務に使用はいたしません。被推薦者が受賞された場合には、被表彰者名簿及び大阪府商工労働部雇用推進室能力開発課のホームページなどにより、「氏名」「受賞時の年齢」「職種」「勤務事業所」「市区町村名までの現住所」「優秀技能（職務内容）」を公表いたします。

また、各種報道機関よりの取材に対し、推薦団体を通じて連絡先等を伺う場合がありますので、事前に推薦者本人に対しこれらの事について、あらかじめご了承を得たうえでご推薦いただきますようお願いいたします。

※ 昨年度からの改正点

様式第1号（推薦書）の「推薦順位」欄及び、第2号の1（調書1）の「生年月日」欄の「明治」を削除し、同様式「最終学歴」欄の「明、大、」を削除し、「、平」を加えております。

※連絡・問い合わせ先等

大阪府 商工労働部 雇用推進室 能力開発課 民間訓練グループ 阪 田
(郵送の場合)

〒540-8570

大阪市中央区大手前2丁目1番2号（郵送の場合）

(来庁または郵送の場合)

〒540-0021

大阪市中央区大手通り1-2-12 NBF谷町ビル 6階

TEL (代表) 06-6941-0351 内線2898

(直通) 06-6944-6764

FAX 06-6944-6763

E-mail Sakatayuk@nbox.pref.osaka.lg.jp

※ なお、当課は、大阪府庁本館内ではなく上記（来庁または郵送の場合）の民間ビル内にあります。

平成19年度大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）の概要

- 1 優秀な青年技能者の要件（「大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）実施要領」）
 - (1) 本表彰を受けることができる優秀な青年技能者とは、次の要件のすべてに該当する者としてします。
 - ①一級技能士若しくは単一等級技能士あるいは同等以上の技能を有する者または技能に関する全国大会などの入賞者
 - ②その者が従事する業務に関して、表彰日現在7年以上の実務経験を有し、かつ、満年齢35歳未満の者
 - ③技能に関する工夫、改善等による生産性の向上を通じて産業の発展に寄与した者
 - ④勤務成績、日常行為等において、他の青年技能者の模範と認められる者
 - ⑤大阪府内に居住又は府内の事業所に勤務する者（自営業主及び家族従業者を含む）
 - (2) 次に該当する者又はこれらに類する個人で知事が表彰することが適当でないとした者については表彰しません。
 - ※ 刑に処せられた者、成年被後見人、被補佐人又は破産者で復権を得ない者 など
 - (3) 表彰の対象となる職業の範囲や留意事項などについては、別紙を参照してください。
- 2 被表彰候補者の推薦
 - (1) 被表彰候補者を知事に推薦する場合は、推薦団体を通じて次の書類を提出してください。
 - （いずれも正本1部。用紙はA4とし左余白を2センチ以上とする事。参考資料も同様）
 - ①表彰推薦書（様式第1号）
 - ②調書（1）及び調書（2）（様式第2号の1、2）
 - （※ 調書（2）が複数枚にわたる場合は、別紙を参照のこと）
 - ③推薦理由書（様式第3号）
 - ④交通法違反等による罰金刑の有無調書（様式第4号）
 - （道路交通法違反等については本人から聴取する等団体において十分確認してください。）
 - ⑤その他の資料
 - （本人の最も高く評価されている技能の程度及び、功績を説明することのできる資料で、返還を要しないものであること。（複写可。））
 - 1. 推薦技能に関する就労中の写真に、作業内容等の説明書きを添えたもの
 - 2. 製品や作業行程に関する、説明書、図面、写真 等（説明を要するものは説明を記載）
 - 3. 推薦技能に関する、賞状、合格証書、免許証、認定書、特許、実用新案登録証 等のコピー
 - 4. 推薦技能が、記事として取上げられた情報媒体または、コピー
（新聞、雑誌、公共団体広報誌、各種団体広報・機関誌 等）
 - (2) 調書の作成に当たっては、「大阪府青年優秀技能者表彰（なにわの名工若葉賞）「実施要領」に記載の所定の様式を使用し、記載例を参考に作成してください。
 - 様式が必要な方は、下記にご連絡をお願いいたします。（ワード形式）
 - （※調書（2）は、「優秀技能者表彰」とは様式が違いますのでご注意ください。）
 - (3) 実施要領は「大阪府優秀技能者表彰（なにわの名工）実施要領」と合冊になっています。
- 3 提出期限
平成19年6月15日（金）必着（記載事項に変更が生じた場合は、速やかに連絡してください。）
- 4 被表彰者の決定
表彰を受ける者は、知事が大阪府優秀技能者表彰審査会の意見を聞いて決定します。

5 表彰の方法等

- (1) 表彰式は、平成19年11月に行う予定です。
- (2) 表彰は、表彰を受ける者に対して、表彰状を授与します。

6 その他

要領は、本府より改正等の通知がない限り、変更がないものとして使用（保存）してください。

この推薦依頼により入手した個人情報については、大阪府青年優秀技能者表彰関係以外の業務に使用はいたしません。被推薦者が受賞された場合には、被表彰者名簿及び大阪府商工労働部雇用推進室能力開発課のホームページなどにより、「氏名」「受賞時の年齢」「職種」「勤務事業所」「市区町村名までの現住所」「優秀技能（職務内容）」を公表いたします。

また、各種報道機関よりの取材に対し、推薦団体を通じて連絡先等を伺う場合がありますので、事前に推薦者本人に対しこれらの事について、あらかじめご了承を得たうえでご推薦いただきますようお願いいたします。

※ 昨年度からの改正点

様式第1号（推薦書）の「推薦順位」欄を削除しております。

※連絡・問い合わせ先等

大阪府 商工労働部 雇用推進室 能力開発課 民間訓練グループ 阪 田
(郵送の場合)

〒540-8570

大阪府中央区大手前2丁目1番2号（郵送の場合）

(来庁または郵送の場合)

〒540-0021

大阪府中央区大手通り1-2-12 NBF谷町ビル 6階

TEL (代表) 06-6941-0351 内線2898

(直通) 06-6944-6764

FAX 06-6944-6763

E-mail Sakatayuk@mbx.pref.osaka.lg.jp

※ なお、当課は、大阪府庁本館内ではなく上記（来庁または郵送の場合）の民間ビル内にあります。